

火災注意報の発令及び解除について

- 1 消防長は、気象の状況が悪化する等火災の予防上必要と認めるときは、「火災注意報」を発令することができる。
- 2 火災注意報の発令は、気象等の状況が次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 実効湿度が60パーセント以下で、県南部に乾燥注意報が発表されているとき。
 - (2) 最大風速が毎秒7メートル以上で、県南部に乾燥注意報が発表されているとき。
 - (3) 火災が多発しているとき、又はそのおそれがあり、一般に注意をうながす必要があるとき。
- 3 火災注意報の発令及び解除に当たり、一般へ周知させる方法は、次のとおりとする。ただし、解除については、実施しないことができるものとする。
 - (1) 懸垂幕の掲出
火災注意報発令と同時に、消防署所の見やすい場所に懸垂幕を掲出し、解除とともに撤収するものとする。
 - (2) 広 報
 - ア 巡回広報
消防本部、消防署所の車両をもって巡回広報を行う。
 - イ 報道機関等への協力依頼
テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び放送施設のある事業所等へ協力を依頼し広報を行う。
- 4 火災注意報が発令された場合における火の使用についての注意事項は、次のとおりとする。
 - (1) 山林等においては、火入れをしないこと。
 - (2) 煙火を消費しないこと。
 - (3) たき火をしないこと。ただし、小規模のたき火をする場合で、火災予防上支障のない場所を選び必要な措置を講じて行うときは、この限りでない。
 - (4) 火気の使用については十分注意し、常に監視を怠らないこと。
 - (5) 山林等においては、喫煙設備のある場所以外では、喫煙しないこと。
 - (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。